明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（四三）　二
〔府令・省令〕
○対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令
（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　三
〔告　示〕
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件
（国土交通三八〇～三八三）　三
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（同三八四～三九二）　四
○指定装置の指定製作者等の氏名又は名称及び住所を変更する旨届出があった件（同三九三）　四
○小型特殊自動車の型式を認定した件
（同三九四～四〇〇）　四
○小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件（同四〇一）　四
○原動機付自転車の型式を認定した件
（同四〇二、四〇三）　四
〔公　告〕
諸事項
官庁
第三者所有物の没収関係　一五
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消、厚生年金基金解散・清算人就任・清算結了・清算人退任関係　一七
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　四六
会社その他
会社決算公告　四九～五三

本号で公布された法令のあらまし

◇電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第四三号）（経済産業省）

一　電気事業法施行令の一部改正関係
小売電気事業者に対する業務改善命令に係る経済産業大臣の権限を経済産業局長に委任すること等の所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

二　商品先物取引法施行令の一部改正関係
電力に係る商品取引所の会員又は取引参加者と密接な関係を有している者であって、経済産業大臣が事務所又は営業所に立ち入り、物件を検査することができる者を定めること等の所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

三　その他関係政令の整備関係
所要の規定の整備を行うこととした。

四　経過措置関係
1　一般電気事業者による法人の合併及び分割に係る認可に係る準備行為を定めることとした。（第三六条関係）
2　卸電力取引所の指定に係る準備行為を定めることとした。（第三八条関係）
3　その他所要の経過措置を設けることとした。

五　施行期日
この政令は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第七二号）の施行の日（平成二八年四月一日）から施行することとした。